

熊本県公報

第 1 1 6 4 1 号
平成 20 年 1 月 7 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
 - 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 1
 - 河川区域の指定……………(河川課) 1
 - 定数漁業の許可及び起業認可に係る公示……………(水産振興課) 2
 - 平成 19 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領……………(財政課) 2
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 35
- 登 載 依 頼**
- 先導的教育情報化推進事業に係るサーバの借入れに関する一般競争入札の実施……………(教育政策課) 35

告 示

熊本県告示第 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
九州記念病院通所リハビリテーション 熊本市水前寺公園 3 番 38 号	医療法人社団岡山会	平成 19 年 12 月 19 日

熊本県告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
九州記念病院通所リハビリテーション 熊本市水前寺公園 3 番 38 号	医療法人社団岡山会	平成 19 年 12 月 19 日

熊本県告示第 3 号

一級河川白川水系黒川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項第 3 号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県阿蘇地域振興局土木部維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

次の図面の着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の区域以外の区域
(図面省略)

熊本県告示第 4 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 20 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	小目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 20 年 1 月 7 日から平成 20 年 1 月 15 日まで

熊本県告示第 5 号

平成 19 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 19 年 12 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 20 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成19年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

平成19年度熊本県の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ943,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743,121,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び 手数料	11,215,530	1,727	11,217,257
	1 手数料	3,262,765	1,727	3,264,492
2	国庫支出金	109,528,450	116,224	109,644,674
	1 国庫負担金	37,722,970	52,975	37,775,945
	2 国庫補助金	68,496,549	63,249	68,559,798
3	財産収入	2,678,239	126,286	2,804,525
	1 財産売払 収入	1,631,212	126,286	1,757,498
4	繰入金	48,249,612	18,998	48,268,610
	1 基金繰入金	46,068,512	18,998	46,087,510
5	繰越金	634,343	536,939	1,171,282
	1 繰越金	634,343	536,939	1,171,282
6	諸収入	39,351,719	9,569	39,361,288
	1 雑 入	7,755,712	9,569	7,765,281
7	県 債	97,718,500	134,000	97,852,500

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 県 債	97,718,500	134,000	97,852,500
歳 入 合 計		742,177,989	943,743	743,121,732

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		34,965,716	131,769	35,097,485
	1 徴税費	7,856,972	131,769	7,988,741
2 民生費		76,183,211	85,593	76,268,804
	1 社会福祉費	51,259,502	33,259	51,292,761
	2 児童福祉費	20,961,250	52,334	21,013,584
3 衛生費		33,968,741	94,823	34,063,564
	1 公衆衛生費	23,672,279	40,561	23,712,840
	2 環境衛生費	7,233,649	54,262	7,287,911
4 農水産業林費		74,232,511	75,488	74,307,999
	1 農業費	14,834,456	67,976	14,902,432
	2 林業費	19,842,547	7,512	19,850,059
5 商工費		28,212,301	262	28,212,563
	1 工鉱業費	4,338,442	262	4,338,704
6 土木費		107,826,420	126,249	107,952,669

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 道 路 橋りょう費	47,498,948	40,000	47,538,948
	2 河川海岸費	22,663,608	86,249	22,749,857
7 警 察 費		42,669,181	4,170	42,673,351
	1 警察管理費	38,495,893	2,039	38,497,932
	2 警察活動費	4,173,288	2,131	4,175,419
8 災害復旧費		10,417,796	141,998	10,559,794
	1 土木災害 復旧費	5,999,840	141,998	6,141,838
9 諸支出金		44,325,402	283,391	44,608,793
	1 利 子 割 交 付 金	504,063	283,391	787,454
歳 出 合 計		742,177,989	943,743	743,121,732

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎保守管理等業務	平成20年度	千円 258,348
2 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成20年度	114,903
3 指定野菜価格安定対策資金支払保証 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対し県の必要造成計画額の4分の1を限度とし、その不足額を補助する支払保証	平成19年度 ～平成20年度	300,000
4 農林漁業資金損失補償（施業転換資金分） 平成19年度に農林漁業金融公庫が社団法人熊本県林業公社に施業転換資金を融資したことについて損失を受けた場合、県が農林漁業金融公庫に行う損失補償	平成19年度 ～平成52年度	借入金 1,448,772 千円及びその利息 に相当する金額
5 道路維持費	平成20年度	45,000
6 道路新設改良費	平成20年度	1,653,000
7 河川改良費	平成20年度	266,000
8 砂防費	平成20年度	90,000
9 海岸保全費	平成20年度	428,000
10 港湾建設費	平成20年度	250,000
11 併設型中高一貫教育導入事業 八代市・宇土市	平成20年度	58,837
12 河川等災害復旧事業 （小川泉線地すべり対策工） 八代市	平成20年度 ～平成21年度	660,000
	年次別内訳	
	平成20年度	360,000
平成21年度	300,000	
13 県有施設等管理業務	平成20年度 ～平成22年度	187,013
	年次別内訳	
	平成20年度	127,879
	平成21年度	29,567
	平成22年度	29,567

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 農林漁業資金損失補償 農林漁業金融公庫が社団法人熊本県林業公社に森林整備資金を融資したことに ついて損失を受けた場合、 県が農林漁業金融公庫に行 う損失補償	平成19年度 ～平成63年度	千円 2,392,925	平成19年度 ～平成63年度	千円 96,260
	年次別内訳 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度 平成44年度 平成45年度 平成46年度 平成47年度 平成48年度 平成49年度 平成50年度 平成51年度 平成52年度 平成53年度 平成54年度 平成55年度 平成56年度 平成57年度 平成58年度 平成59年度 平成60年度 平成61年度 平成62年度 平成63年度	71,609 77,057 87,205 96,299 97,555 100,300 101,827 100,804 97,838 88,620 91,115 92,393 91,413 90,610 96,791 92,353 92,353 91,595 82,588 76,821 69,690 65,834 62,488 58,377 54,456 48,044 40,471 33,848 28,110 24,883 17,673 15,282 12,541 11,026 9,436 3,389 3,389 3,389 3,389 3,389 1,335 1,335 1,335 1,335 1,335	年次別内訳 平成19年度 ～平成38年度 平成39年度 ～平成44年度 平成45年度 ～平成48年度 平成49年度 ～平成58年度 平成59年度 ～平成63年度	22,000 11,125 22,570 33,890 6,675

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
2 情報処理関連業務	平成20年度 ～平成23年度	千円 429,000	平成20年度 ～平成23年度	千円 458,190
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成20年度	199,417	平成20年度	228,607
	平成21年度	76,172	平成21年度	76,172
	平成22年度	76,172	平成22年度	76,172
	平成23年度	77,239	平成23年度	77,239
3 事務機器等賃借	平成20年度 ～平成24年度	2,027,000	平成20年度 ～平成27年度	2,427,107
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成20年度	457,137	平成20年度	507,545
	平成21年度	436,488	平成21年度	503,659
	平成22年度	420,813	平成22年度	487,984
	平成23年度	420,264	平成23年度	487,435
	平成24年度	292,298	平成24年度	359,469
			平成25年度	33,717
			平成26年度	27,027
		平成27年度	20,271	

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">89,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、公営企業金融公庫、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">年10% 以 内</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができ。</p>

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路維持国庫補助事業費	千円 1,900,000	(借入先) 財務省、公	年10% 以 内	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円 1,909,000	(補 正 前 に 同 じ)		
河川国庫補助事業費	1,962,000	営企業金融公 庫、会社、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,998,000			
計	3,862,000				3,907,000			

平成19年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

平成19年度熊本県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ905,910千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743,083,899千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		211,768,484	770,913	212,539,397
	1 地方交付税	211,768,484	770,913	212,539,397
2 国庫支出金		109,528,450	134,997	109,663,447
	1 国庫負担金	37,722,970	134,997	37,857,967
歳 入 合 計		742,177,989	905,910	743,083,899

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,373,092	1,195	1,374,287
	1 議 会 費	1,373,092	1,195	1,374,287
2 総 務 費		34,965,716	40,577	35,006,293
	1 総務管理費	12,845,963	14,440	12,860,403
	2 企 画 費	4,383,556	5,464	4,389,020
	3 徴 税 費	7,856,972	8,159	7,865,131
	4 市 町 村 振 興 費	4,813,993	8,923	4,822,916
	5 選 挙 費	3,327,182	47	3,327,229
	6 防 災 費	809,571	1,065	810,636
	7 統 計 調 査 費	520,293	1,314	521,607
	8 人 員 事 委 員 会 費	194,300	611	194,911
	9 監 査 委 員 費	213,886	554	214,440
3 民 生 費		76,183,211	17,199	76,200,410
	1 社会福祉費	51,259,502	7,290	51,266,792

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	20,961,250	6,316	20,967,566
	3 生活保護費	3,899,501	3,593	3,903,094
4 衛生費		33,968,741	17,106	33,985,847
	1 公衆衛生費	23,672,279	3,085	23,675,364
	2 環境衛生費	7,233,649	4,999	7,238,648
	3 保健所費	2,267,384	7,804	2,275,188
	4 医薬費	795,429	1,218	796,647
5 労働費		1,812,208	2,834	1,815,042
	1 労政費	252,596	749	253,345
	2 職業訓練費	1,268,587	1,800	1,270,387
	3 労働委員会費	124,625	285	124,910
6 農水産業費		74,232,511	49,522	74,282,033
	1 農業費	14,834,456	21,048	14,855,504
	2 畜産業費	3,668,899	4,944	3,673,843
	3 農地費	28,955,873	10,137	28,966,010

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 林業費	19,842,547	8,493	19,851,040
	5 水産業費	6,930,736	4,900	6,935,636
7 商工費		28,212,301	6,813	28,219,114
	1 商業費	23,086,647	2,061	23,088,708
	2 工鉱業費	4,338,442	3,711	4,342,153
	3 観光費	787,212	1,041	788,253
8 土木費		107,826,420	33,640	107,860,060
	1 土木管理費	19,357,085	8,945	19,366,030
	2 道路橋りょう費	47,498,948	14,160	47,513,108
	3 河川海岸費	22,663,608	6,285	22,669,893
	4 港湾費	4,555,080	1,649	4,556,729
	5 都市計画費	11,618,008	1,794	11,619,802
	6 住宅費	2,133,691	807	2,134,498
9 警察費		42,669,181	132,678	42,801,859
	1 警察管理費	38,495,893	132,678	38,628,571

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円	千円	千円
		174,145,879	604,346	174,750,225
	1 教育総務費	24,264,465	4,909	24,269,374
	2 小学校費	63,937,523	263,647	64,201,170
	3 中学校費	35,760,899	156,829	35,917,728
	4 高等学校費	35,076,194	131,125	35,207,319
	5 特別支援 学校費	9,233,790	43,006	9,276,796
	6 社会教育費	2,919,841	4,541	2,924,382
7 保健体育費	1,901,007	289	1,901,296	
歳 出 合 計		742,177,989	905,910	743,083,899

平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,094千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		28,616	152	28,768
	1 基金繰入金	28,616	152	28,768
歳 入 合 計		44,942	152	45,094

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		44,942	152	45,094
	1 用 度 費	44,942	152	45,094
歳 出 合 計		44,942	152	45,094

平成 1 9 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 9 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 635千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,725,087千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手 数 料		591,793	635	592,428
	1 使用料	591,793	635	592,428
歳 入 合 計		3,724,452	635	3,725,087

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 598,929	千円 635	千円 599,564
	1 港 湾 費	598,929	635	599,564
歳 出 合 計		3,724,452	635	3,725,087

平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,022,176千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負 担 金		千円 1,674,945	千円 282	千円 1,675,227
	1 負 担 金	1,674,945	282	1,675,227
歳 入 合 計		4,021,894	282	4,022,176

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		3,334,852	282	3,335,134
	1 流 域 下 水 道 費	3,334,852	282	3,335,134
歳 出 合 計		4,021,894	282	4,022,176

平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第2号）
平成19年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ799,223千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		211,421	126,286	337,707
	1 財産売払収入	203,154	126,286	329,440
歳 入 合 計		672,937	126,286	799,223

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		469,219	126,286	595,505
	1 工 鉱 業 費	469,219	126,286	595,505
歳 出 合 計		672,937	126,286	799,223

平成19年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成19年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,913,444千円	3,928千円	1,917,372千円
第1項 医 業 費 用	1,791,469千円	3,928千円	1,795,397千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,182,878千円	3,928千円	1,186,806千円

平成 1 9 年度熊本県電気事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 1 9 年度熊本県電気事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 1 9 年度熊本県電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 事業費	2,211,856 千円	2,085 千円	2,213,941 千円
第 1 項 営業費用	1,954,068 千円	2,085 千円	1,956,153 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	668,508 千円	2,085 千円	670,593 千円

平成19年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成19年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費	1,187,884千円	89千円	1,187,973千円
第1項 営業費用	984,440千円	190千円	984,630千円
第3項 予備費	7,000千円	△101千円	6,899千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	72,083千円	190千円	72,273千円

平成 1 9 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 1 9 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 1 9 年度熊本県有料駐車場事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 事業費	90,641 千円	20 千円	90,661 千円
第 1 項 営業費用	78,931 千円	20 千円	78,951 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,934 千円	20 千円	7,954 千円

公 告

熊本県公告第1号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年1月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
TSUTAYA 天草店
天草市南新町5番3ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前（仮称）TSUTAYA 天草店
変更後 TSUTAYA 天草店
- 3 変更の年月日
平成19年3月1日
- 4 変更する理由
開店に伴い店舗名称を決定したため
- 5 届出年月日
平成19年12月14日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
平成20年1月7日から平成20年5月7日まで

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第1号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年1月7日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
 - ア 情報共有グループウェア用サーバ 1セット
 - イ 教務支援システム用サーバ 1セット
 - ウ バックアップサーバ 1セット
 - (2) 借入物品の規格、品質等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成20年2月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) 納入期限 平成20年1月31日（木）
 - (5) 納入場所 要求仕様書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、26月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種OA機器類）に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指

- 名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書及び機能等証明書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び納入しようとする物品の機能等証明書を、次により提出し、承認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 20 年 1 月 7 日（月）から平成 20 年 1 月 16 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
4 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 結果の通知
競争入札参加資格確認及び機能等証明書の承認結果は、文書により通知する。
 - 4 契約条項を示す場所
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館 7 階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2674（ダイヤルイン）
 - 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 1 月 7 日（月）から平成 20 年 1 月 15 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 20 年 1 月 18 日（金） 午前 10 時
イ 場所 熊本県庁新館 8 階第 801 会議室
 - (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 1 月 17 日（木）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
 - 6 その他
 - (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（26 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申

- 込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入期間月数（26月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

